別記様式２５（２）（規則様式９の２号）

許可番号 第００１４００５３３３８号

# 産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　留萌市春日町二丁目44番地10

氏　名　株式会社ネオリサイクル
代表取締役　小川　岳洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事　鈴木　直道

許 可 の 年 月 日　　令和７年（2025年）４月22日
許可の有効年月日　　令和９年（2027年）３月24日

１．事業の範囲
埋　　立（がれき類、廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、おおむね 15 センチメートル以下のものに限る。）金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ゴムくず（おおむね 15 センチメートル以下のものに限る。）以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、
破　　砕（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、水銀使用製品産業廃棄物（水銀回収義務がないものに限る。）であるものを含む。））、
天日乾燥（汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さいの混合物（廃サンドブラスト））、
減　　容（廃プラスチック類）、
圧縮梱包（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、
選　　別（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くずの混合物（廃電線））、
造粒固化（汚泥（無機性汚泥に限る。）、燃え殻、ばいじん（燃え殻、ばいじんについては自然木由来を燃料とする木質バイオマス専焼ボイラー等から排出されるものに限る。）、
油水分離（汚泥、廃油）、
ろ　　過（廃油）、
焼　　却（汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず）、
破砕・分離（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。））、
破砕・選別（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、
ＲＰＦの製造（圧縮・成形（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず））。以下余白。

（２頁へ続く）

令和７年（2025年）４月21日許可証交付（変更許可）　　（留萌振興局）

産業廃棄物処分業許可証
許可番号 第００１４００５３３３８号
許可業者の名称 株式会社ネオリサイクル

２．事業の用に供するすべての施設
別紙１のとおり

３．許可の条件
（１）令和２年（2020 年）10 月 16 日付け留環生第 1656 号がれき類の破砕施設の移動に当たっては、事業を開始する１週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用計画書を提出すること。

（２）当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用終了報告書を提出すること。

４．許可の更新又は変更の状況
別紙２のとおり

５．規則第 10 条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　（有）・~~無~~

（以下余白）

産業廃棄物処分業許可証（別紙１）
許可番号 第００１４００５３３３８号
許可業者の名称 株式会社ネオリサイクル

２．事業の用に供するすべての施設

（１）施設の種類　安定型最終処分場
設置場所　天塩郡天塩町字更岸 5014-4、字ルークシュナイ 7664-1、6166-4
設置年月日　平成 26 年（2014 年）12 月５日
処理能力　面積 3,250 平方メートル、容積 14,500 立方メートル
許可年月日　平成 26 年（2014 年）３月 27 日
許可番号　留環生第 2973 号

（２）施設の種類　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破砕施設
設置場所　留萌市春日町２丁目 17 番１
設置年月日　平成 14 年（2002 年）５月１日
処理能力　544 ｔ／日（８時間）68 ｔ／時間
許可年月日　平成 14 年（2002 年）４月 18 日
許可番号　留環生第 161 号

（３）施設の種類　がれき類の破砕施設
設置場所　留萌市春日町２丁目 17 番１
設置年月日　平成 11 年（1999 年）７月 27 日
処理能力　240 ｔ／日（８時間）30 ｔ／時間
届出受理年月日　平成 13 年（2001 年）５月 16 日
受付番号　留環生第 306-5 号

（４）施設の種類　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設
設置場所　留萌市春日町２丁目 37 番１
設置年月日　平成 19 年（2007 年）12 月１日
処理能力　廃プラスチック類　3.5 ｔ／日（８時間）0.43848 ｔ／時間
紙くず　1.837 ｔ／日（８時間）0.22968 ｔ／時間
木くず　3.620 ｔ／日（８時間）0.45240 ｔ／時間
繊維くず　1.810 ｔ／日（８時間）0.22620 ｔ／時間
金属くず　1.670 ｔ／日（８時間）0.20880 ｔ／時間
ｶﾞﾗｽくずｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず 3.12 ｔ／日（８時間）0.38976 ｔ／時間

（５）施設の種類　廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃蛍光管類）の破砕施設
設置場所　留萌市春日町２丁目 37 番１
設置年月日　平成 21 年（2009 年）７月 15 日
処理能力　3.6 ｔ／日（８時間）0.45 ｔ／時間

（６）施設の種類　汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さいの混合物（廃サンドブラスト）の天日乾燥施設
設置場所　留萌市春日町２丁目 37 番１
設置年月日　平成 25 年（2013 年）６月３日
処理能力　88.86 ㎥／日（24 時間）3.7025 ㎥／時間

（７）施設の種類　廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮梱包施設
設置場所　留萌市春日町２丁目 37 番１
設置年月日　平成 26 年（2014 年）９月 15 日
処理能力　廃プラスチック類　3.9192 ｔ／日（８時間）0.4899 ｔ／時間
紙くず　4.7936 ｔ／日（８時間）0.5992 ｔ／時間
繊維くず　4.1992 ｔ／日（８時間）0.5249 ｔ／時間
ｶﾞﾗｽくず、ｺﾝｸﾘｰﾄくず及び陶磁器くず　5.064 ｔ／日（８時間）0.633 ｔ／時間

（２頁へ続く）

産業廃棄物処分業許可証（別紙１）
許可番号第００１４００５３３３８号
許可業者の名称　株式会社ネオリサイクル

（８）施設の種類　廃プラスチック類の減容施設
設置場所　留萌市春日町２丁目44番10
設置年月日　平成26年（2014年）８月29日
処理能力　0.19ｔ／日（８時間）0.0233ｔ／時間

（９）施設の種類　廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くずの混合物（廃電線）の選別施設
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
設置年月日　平成26年（2014年）９月30日
処理能力　4.32ｔ／日（８時間）0.54ｔ／時間

（10）施設の種類　汚泥（無機性汚泥に限る。）、燃え殻、ばいじん（燃え殻、ばいじんについては自然木由来を燃料とする木質専焼バイオマスボイラー等から排出されるものに限る。）の造粒固化施設
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
設置年月日　平成27年（2015年）11月30日
処理能力　60㎥／日（８時間）7.5㎥／時間

（11）施設の種類　汚泥、廃油の油水分離施設
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
設置年月日　平成27年（2015年）11月30日
処理能力　7.92㎥／日（８時間）0.99㎥／時間

（12）施設の種類　廃油のろ過施設
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
設置年月日　平成27年（2015年）11月30日
処理能力　0.024㎥／日（24時間）0.001㎥／時間

（13）施設の種類　廃プラスチック類の減容施設
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
設置年月日　平成28年（2016年）11月25日
処理能力　0.8ｔ／日（８時間）0.1ｔ／時間

（14）施設の種類　廃プラスチック類の減容施設
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
設置年月日　平成28年（2016年）11月25日
処理能力　0.4ｔ／日（８時間）0.05ｔ／時間

（15）施設の種類　廃プラスチック類の減容施設
設置場所　留萌市春日町２丁目44番10
設置年月日　平成28年（2016年）11月25日
処理能力　0.64ｔ／日（８時間）0.08ｔ／時間

（16）施設の種類　汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの焼却施設
設置場所　留萌市春日町２丁目37番１
設置年月日　平成31年（2019年）２月１日
処理能力　汚　泥　0.328t／日（８時間）0.041ｔ／時間
廃　油　0.112ｔ／日（８時間）0.014ｔ／時間
廃プラスチック類　0.096ｔ／日（８時間）0.012ｔ／時間
紙くず　0.232ｔ／日（８時間）0.029ｔ／時間
木くず　0.208ｔ／日（８時間）0.026ｔ／時間
繊維くず　0.248ｔ／日（８時間）0.031ｔ／時間

（３頁へ続く）

産業廃棄物処分業許可証（別紙１）
許可番号 第００１４００５３３３８号
許可業者の名称 株式会社ネオリサイクル

(17) 施設の種類　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設
設置場所　留萌市春日町２丁目37番１
設置年月日　平成31年（2019年）４月25日
処理能力　廃プラスチック類　4.20 t／日（８時間）0.525 t／時間
紙くず　3.6 t／日（８時間）0.450 t／時間
繊維くず　3.0 t／日（８時間）0.375 t／時間
木くず　4.3 t／日（８時間）0.5375 t／時間
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず4.8 t／日（８時間）0.600 t／時間
金属くず　4.0 t／日（８時間）0.500 t／時間

(18) 施設の種類　紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）の破砕・分離施設
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
設置年月日　令和２年（2020年）１月25日
処理能力　1.72 t／日（８時間）0.59 t／時間

(19) 施設の種類　がれき類の破砕施設
設置場所　苫前郡羽幌町字汐見36番
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
設置年月日　令和２年（2020年）10月16日
処理能力　192.96 t／日（８時間）24.12 t／時間
許可年月日　令和２年（2020年）10月16日
許可番号　留環生第1656号

(20) 施設の種類　廃プラスチック類の減容施設
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
設置年月日　令和２年（2020年）７月20日
処理能力　0.64 t／日（８時間）0.08 t／時間

(21) 施設の種類　廃プラスチック類の破砕施設
設置場所　留萌市春日町２丁目37番１
設置年月日　令和４年（2022年）１月25日
処理能力　4.2 t／日（８時間）0.525 t／時間

(22) 施設の種類　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの圧縮・成形施設（RPFの製造施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目37番１
設置年月日　平成31年（2019年）４月25日
処理能力　2.8 t／日（８時間）0.35 t／時間

(23) 施設の種類　廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕・選別施設
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
設置年月日　令和５年（2023年）２月17日
処理能力　1.6 t／日（８時間）0.2 t／時間

(24) 施設の種類　木くずの破砕施設
設置場所　留萌市春日町２丁目17番１、36番１
設置年月日　令和７年（2025年）３月６日
処理能力　209.8 t／日（８時間）26.2297 t／時間
許可年月日　令和７年（2025年）２月14日
許可番号　留環生第1917号

（４頁へ続く）

産業廃棄物処分業許可証（別紙１）
許可番号 第００１４００５３３３８号
許可業者の名称 株式会社ネオリサイクル

(25) 施設の種類　保管場所１（留環生第 161 号・破砕施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目 17 番１
面積　1，740.79 ㎡
種類
・がれき類（コンクリート）
保管上限　4，031.1 ㎥
高さ　8.73 m

(26) 施設の種類　保管場所２（留環生第 306 － 5 号・破砕施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目 17 番１
面積　1，763.09 ㎡
種類
・がれき類（アスファルト・コンクリート）
保管上限　4，181.1 ㎥
高さ　8.32 m

(27) 施設の種類　保管場所３（破砕施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目 37 番１
面積　144 ㎡
種類
・廃プラスチック類
保管上限　138.67 ㎥
高さ　２m

(28) 施設の種類　保管場所４（圧縮梱包施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目 17 番１、36 番１
面積　144 ㎡
種類
・廃プラスチック類
保管上限　138.67 ㎥
高さ　２m

(29) 施設の種類　保管場所５（留環生第 1917 号・破砕施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目 17 番１、36 番１
面積　875.65 ㎡
・木くず
保管上限　2，384.2 ㎥
高さ　６m

(30) 施設の種類　保管場所６（減容施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目 44 番 10
面積　35.75 ㎡
種類
・廃プラスチック類
保管上限　35.75 ㎥

(31) 施設の種類　保管場所７（造粒固化施設）
設置場所　留萌市元町５丁目 66 番２
面積　84.13 ㎡
種類
・汚泥、燃え殻、ばいじん
保管上限　102.82 ㎥

（５頁へ続く）

産業廃棄物処分業許可証（別紙１）
許可番号 第００１４００５３３３８号
許可業者の名称 株式会社ネオリサイクル

(32) 施設の種類　保管場所８（油水分離施設）
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
面積　4.6㎡
種類
・汚泥、廃油
保管上限　4.14㎥

(33) 施設の種類　保管場所９（ろ過施設）
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
面積　4.65㎡
種類
・廃油
保管上限　0.336㎥

(34) 施設の種類　保管場所10（減容施設）
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
面積　16㎡
種類
・廃プラスチック類
保管上限　32㎥

(35) 施設の種類　保管場所11（減容施設）
設置場所　留萌市元町５丁目66番２
面積　12.8㎡
種類
・廃プラスチック類
保管上限　25.6㎥

(36) 施設の種類　保管場所12（焼却施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目37番１
面積　3.63㎡
種類
・廃プラスチック類
保管上限　3.12㎥

(37) 施設の種類　保管場所13（破砕施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目17番１
面積　144㎡
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（建設混合廃棄物）
保管上限　138.67㎥
高さ　２m

(38) 施設の種類　保管場所14（破砕施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目17番１
面積　14.4㎡
種類
・紙くず
保管上限　５㎥
高さ　１m

（６頁へ続く）

産業廃棄物処分業許可証（別紙１）
許可番号 第００１４００５３３３８号
許可業者の名称 株式会社ネオリサイクル

(39) 施設の種類　保管場所 15（破砕施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目 17 番１
面積　14.4 ㎡
種類
・木くず
保管上限　５㎥
高さ　１ｍ

(40) 施設の種類　保管場所 16（破砕施設）
設置場所　留萌市春日町２丁目 17 番１
面積　14.4 ㎡
種類
・繊維くず
保管上限　５㎥
高さ　１ｍ

(41) 施設の種類　保管場所 17（破砕・分離施設）
設置場所　留萌市元町５丁目 66 番地２
面積　35.2 ㎡
種類
・紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃石膏ボード）
保管上限　140.8 ㎥
高さ　４ｍ

(42) 施設の種類　保管場所 18（留環生第 1656 号・破砕施設）
設置場所　苫前郡羽幌町字汐見 36 番地
面積　900 ㎡
種類
・がれき類（コンクリート）
保管上限　1764 ㎥
高さ　３ｍ

(43) 施設の種類　保管場所 19（留環生第 1656 号・破砕施設）
設置場所　苫前郡羽幌町字汐見 36 番地
面積　900 ㎡
種類
・がれき類（アスファルト・コンクリート）
保管上限　1764 ㎥
高さ　３ｍ

（以下余白）

産業廃棄物処分業許可証（別紙２）
許可番号 第００１４００５３３３８号
許可業者の名称 株式会社ネオリサイクル

４．許可の更新又は変更の状況

| | | |
|---|---|---|
| 平成13年（2001年） | 5月15日 | 変更許可（破砕（ガラスくず及び陶磁器くず）の追加。） |
| 平成14年（2002年） | 3月25日 | 許可の更新 |
| 平成17年（2005年） | 7月28日 | 変更許可（炭素の製造（廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず）の追加。） |
| 平成18年（2006年） | 6月29日 | 変更許可（選別（金属くず）の追加。） |
| 平成20年（2008年） | 3月25日 | 更新時変更許可（破砕（廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず）の追加。） |
| 平成22年（2010年） | 5月13日 | 変更許可（乾燥（汚泥（無機性汚泥に限る。））、再生砂の製造炭化（廃プラスチック類）、焙焼（金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい（これらは廃サンドブラストに限る。））、焙焼・選別（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の追加。）、変更許可に伴う事業範囲の見直し（炭素の製造→炭化、選別→焙焼・選別）） |
| 平成26年（2014年） | 3月31日 | 変更許可（焙焼･選別（鉱さい）の追加、再生砂の製造（選別）の追加、乾燥・選別（汚泥（無機性汚泥に限る。））、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい（これらは廃サンドブラストに限る。）の追加。） |
| 平成27年（2015年） | 5月14日 | 更新時変更許可（減容（廃プラスチック類）、圧縮梱包（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、選別（廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず（これらは廃電線に限る。））の追加。）変更許可に伴う事業の範囲の見直し（再生砂の製造を削除→炭化・焙焼及び乾燥に編入。） |
| 平成28年（2016年） | 3月31日 | 変更許可（造粒固化（汚泥（無機性汚泥に限る。）の追加、油水分離（汚泥、廃油）の追加、ろ過（廃油）の追加。） |
| 平成30年（2018年） | 3月2日 | 事業の一部廃止届出（炭化（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず）、焙焼（金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい）、乾燥（汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類 、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい（これらは廃サンドブラストに限る。））の削除。） |
| 令和元年（2019年） | 5月8日 | 変更許可（焼却（汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず）の追加。） |
| 令和２年（2020年） | 2月4日 | 変更届出（破砕・選別（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。））の追加。） |
| 令和２年（2020年） | 4月25日 | 更新許可 |
| 令和４年（2022年） | 6月10日 | 変更許可（造粒固化（燃え殻、ばいじん（燃え殻、ばいじんについては自然木由来を燃料とする木質バイオマス専焼ボイラー等から排出されるものに限る。）の追加、RPFの製造（圧縮・成形（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず）の追加。） |

（２頁へ続く）

産業廃棄物処分業許可証（別紙２）
許可番号 第００１４００５３３３８号
許可業者の名称 株式会社ネオリサイクル

令和 5 年（2023 年） 3 月 30 日　変更許可（破砕・選別（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。））を破砕・分離に変更、破砕・選別（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の追加。）

令和 7 年（2025 年） 4 月 21 日　変更許可（埋立（がれき類、廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、おおむね 15 センチメートル以下のものに限る。）金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）の追加。）

（以下余白）